

本送信票を含み 1枚

令和5年6月1日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等について(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

|                |  |       |
|----------------|--|-------|
| 事案の概要          | <p>令和4年6月以降、受理した自立支援医療助成の申請書類を長期間処理せず放置し、また一部書類を紛失するなどの事務処理不適正により、当該職員を処分した。また、当該職員は過去に同様の事案を発生させ懲戒処分を受けていることから、処分を加重しました。</p> <p>なお、申請者の方に不利益等は生じておりません。</p>  |       |
| 被処分者の所属及び処分内容等 | 畑野行政サービスセンター職員(主任 40歳代)  | 戒告    |
|                | 課長補佐級職員及び係長級職員   | 主事に降任 |
| 処分日            | 令和5年6月1日付け   |       |
| 特記事項           | <p>市長コメント</p> <p>このたびは、市民の皆さまの信頼を著しく損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、上司による業務管理を再度徹底し、複数の職員による受付書類の確認及びチェックを行うなど、再発防止策を徹底することで、市民の皆さまからの信頼回復に向けて取り組んでまいります。</p> |       |
| 担当             | 総務部 総務課 課長 谷川 直樹   |       |
| 連絡先            | TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300  |       |

送信元：佐渡市役所企画部  
 秘書広報課広報広聴係  
 T e l : 0259-63-4679  
 F a x : 0259-63-3300

